

児童扶養手当

児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない18歳到達後最初の年度末までの児童（児童に政令で定める程度の障がいがある場合は、20歳未満の児童）を監護しているひとり親家庭の母又は父等に支給されます。

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

受給できる方

次のいずれかの条件にあてはまる児童を監護している母、父又は父母にかわってその児童を養育している養育者（児童と同居し、監護し、生計を維持している人）が受給できます。

なお、この制度でいう「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童をいい、児童に政令で定める程度の障がいがある場合は、20歳未満の児童をいいます。

○次のいずれかの条件に当てはまる児童を監護している母

又は母にかわって児童を養育している養育者

- (1) 離婚………父母が婚姻を解消した児童
- (2) 死亡………父が死亡した児童
- (3) 障がい………父が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
- (4) 生死不明………父の生死が明らかでない児童
- (5) 遺棄………父から引き続き1年以上遺棄されている児童
- (6) DV保護命令…父が配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する法律の規定による命令を受けた児童
- (7) 拘禁………父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (8) 未婚………母が婚姻によらないで懐胎した児童

○次のいずれかの条件に当てはまる児童を監護し、かつ生計を同じくしている父

又は父にかわって児童を養育している養育者

- (9) 離婚………父母が婚姻を解消した児童
- (10) 死亡………母が死亡した児童
- (11) 障がい………母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
- (12) 生死不明………母の生死が明らかでない児童
- (13) 遺棄………母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- (14) DV保護命令…母が配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する法律の規定による命令を受けた児童
- (15) 拘禁………母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (16) 未婚………母が婚姻によらないで懐胎した児童

○父母がいない児童(孤児)で父母にかわって児童を養育する養育者

ただし、母への手当については次の 1 から 4、7 のいずれか、父に対する手当については次の 1、2、5、6 のいずれか、養育者に対する手当については次の 1、2、7 のいずれかにあてはまるときは、受給することができません。

- 1 日本に住んでいないとき。(児童が日本に住んでいないときを含みます。)
- 2 児童が里親に委託されているとき。
- 3 児童が父と生計を同じくしているとき。(ただし父が政令で定める程度の障がいの状態であるときを除きます。)
- 4 児童が母の配偶者に養育されているとき。(配偶者には、内縁関係にある者も含み、政令で定める程度の障がいの状態にある者を除きます。)
- 5 児童が母と生計を同じくしているとき。(ただし母が政令で定める程度の障がいの状態であるときを除きます。)
- 6 児童が父の配偶者に養育されているとき。(配偶者には、内縁関係にある者も含み、政令で定める程度の障がいの状態にある母を除きます。)
- 7 児童が児童福祉施設(母子生活支援施設・保育所・通園施設を除く)、少年院、鑑別所等に入所しているとき。

* 留意点 請求期限(5年)の廃止

受給資格及び手当額の認定請求は、従来、手当の支給要件に該当するに至った日から起算して5年を経過したときはできないことになっていましたが、これが廃止されました。

ただし平成 15 年 3 月 31 日以前に、すでに手当の支給要件に該当するに至った日から起算して5年を経過している人は、新たに支給要件を満たす事由がない限り認定請求できません。(父による受給は除く。)

手当の支払

手当は認定されると請求日の属する月の翌月分から支給されます。

支払いは、原則として、年6回、2ヶ月の手当額毎に請求者の指定した金融機関の口座に振り込まれます。

令和元年 11 月以降

支払期	支払日	対象月	備 考
1 月期	1 月 11 日	11 月分・12 月分	支払日が休日の場合は、直前の営業日に変更になります。
3 月期	3 月 11 日	1 月分・2 月分	
5 月期	5 月 11 日	3 月分・4 月分	
7 月期	7 月 11 日	5 月分・6 月分	
9 月期	9 月 11 日	7 月分・8 月分	
11 月期	11 月 11 日	9 月分・10 月分	

手当の月額

手当の額は、請求者又は配偶者及び扶養義務者（同居している請求者の父母兄弟姉妹など）の前年の所得（1月から9月の間に、請求書を提出される場合は、前々年の所得）によって、全部支給、一部支給、全部停止（支給なし）が決まります。

毎年、11月1日から翌年の10月31日までを支給年度として、年単位で手当の額を決定します。（毎年8月に現況届を提出していただき、児童の監護状況や前年の所得等を確認した上で、11月分以降の手当の額を決定します）。

(1) 手当の月額

令和7年4月以降

対象児童数	全部支給のとき	一部支給のとき
1人目	46,690 円	46,680 円～11,010 円
2人目以降	11,030 円	11,020 円～5,520 円を加算
手当の月額は、「物価スライド制」の適用により、今後改定されることがあります。		

(2) 一部支給の手当額の計算方法

一部支給は、所得に応じて月額 46,680 円～11,010 円（対象児童一人の場合）の間で、10 円きざみの額となります。

具体的には、次の計算式により計算します。

	(注1)	(注2)	(注3)	(注4)
本 体 額	手当月額	= 46,680 円 - (受給者の所得額 - 所得制限限度額) × 0.0256619		
第2子加算額	手当月額	= 11,020 円 - (受給者の所得額 - 所得制限限度額) × 0.0039568		
* 注2～注4の計算結果については、10円未満四捨五入				

(注1) 計算の基礎となる 46,680 円ほかは、固定された金額ではありません。また、物価変動等の要因により、改定される場合があります。

(注2) 受給者所得額の計算方法は、「所得制限限度額」の欄をご覧ください。

(注3) 所得制限限度表の「受給資格者本人（児童の父、母または養育者）」欄の「全部支給の限度額 所得額（未満）」の金額です。（扶養親族等の数に応じて、限度額がかわります。）

(注4) 所得制限係数であり、対象児童数1人目は 0.0256619、対象児童数2人目以降は 0.0039568 です。固定された係数ではありません。物価変動等の要因により改定される場合があります。

公的年金との併給調整

公的年金（老齢年金・障害年金・遺族年金）等を受給されている場合、上記で算出した手当月額から公的年金給付等の月額相当額を差し引いた金額が支給されます。年金月額が手当月額を上回っている場合は手当が支給されません。（全部停止）

また、令和3年3月分から、障害基礎年金等を受給している場合の手当額の算出方法が変更されました。

[障害基礎年金等を受給している場合]

令和3年3月分の手当以降は、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給することができます。

※「障害基礎年金等」とは国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など、本人の障害を支給事由とした公的年金給付のことをいいます。

※遺族年金、老齢年金、遺族補償などの障害年金以外の公的年金等や障害厚生年金(3級)のみを受給している方は、調整する公的年金等の範囲に変更はありません。

※支給制限に関する所得の算定について、障害基礎年金等を受給している受給資格者の支給制限に関する「所得」に、非課税公的年金給付等が含まれます。非課税所得である公的年金給付等を課税所得の公的年金等とみなし、公的年金等控除等を適用して算定した額を「所得」に加算します。「非課税公的年金給付等」とは障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償などです。

所得制限限度額

【所得制限限度額表】1月～12月の年間総額を元に計算

扶養親族等の数 注1	受給資格者本人(児童の父、母または養育者)				令和7年4月1日以降 孤児等の養育者 配偶者 扶養義務者の限度額(個別)	
	全部支給の限度額		一部支給の限度額		支給の限度額(超えると全部停止)	
	年収(目安)	所得額(未満)注1	年収(目安)	所得額(未満)注1	年収(目安)	所得額(未満)注1
0人	142万円	69万円	334.3万円	208万円	372.5万円	236万円
1人	190万円	107万円	385万円	246万円	420万円	274万円
2人	244.3万円	145万円	432.5万円	284万円	467.5万円	312万円
3人	298.6万円	183万円	480万円	322万円	515万円	350万円
4人	352.9万円	221万円	527.5万円	360万円	562.5万円	388万円
5人	401.3万円	259万円	575万円	398万円	610万円	426万円

【所得額の計算方法】

所得額＝年間収入金額－必要経費(給与所得控除額等)＋養育費－8万円－諸控除

給与所得又は雑所得(公的年金等に係る者に限る。)を有する場合、その合計額から10万円を控除します。

- (1) 養育費・・・この制度においては、受給資格者父又は母(養育者以外)が監護する児童の母又は父から、児童について扶養義務を履行するための費用として受け取る金品等について、その年間受取金額の8割(1円未満は四捨五入)が、受給資格者本人の所得に算入されます。また、児童が受取人であるものについても同様に所得に算入されます。

【養育費に関する問い合わせ】

養育費等相談支援センター(公益社団法人家庭問題情報センター)

フリーダイヤル:0120-965-419

携帯電話からは:03-3980-4108

ホームページ: <http://www.youikuhi-soudan.jp>

(2) 諸控除・・・控除項目及び控除額は下表のとおりです。

寡婦控除 ^{注2}	27 万円	勤労学生控除	27 万円
ひとり親控除 ^{注2}	35 万円	配偶者特別控除	当該控除額
障害者控除	27 万円	雑損 医療費控除	当該控除額
特別障害者控除	40 万円	小規模企業共済等 掛金控除	当該控除額
土地収用で土地を譲渡した場合に 生じる売却益等	総所得金額等合計額等から 一定額を控除 ^{注3}		

(注1) 扶養親族等の数が6人以上の場合には1人につき 38 万円を加算した額が限度額となります。また、所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族（ほか 16 歳から 19 歳未満）等がある場合は上記の所得額に次の額を加算した額が限度額となります。

・父、母又は養育者の場合は、老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 10 万円
特定扶養親族等1人につき 15 万円

・孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき6万円
（扶養親族等の全員が老人扶養親族の場合は1人を除く）

(注2) 寡婦控除、ひとり親控除の適用は、養育者、扶養義務者の場合に限りです。児童の父または母には適用されません。

(注3) 具体的な控除額

- I. 収用交換などのために土地等を譲渡した場合の 5,000 万円
- II. 特定土地区画整理事業などのために土地等を譲渡した場合の 2,000 万円
- III. 特定住宅地造成事業などのために土地等を譲渡した場合の 1,500 万円
- IV. 農地保有の合理化などのために農地等を売却した場合の 800 万円
- V. マイホーム(居住用財産)を譲渡した場合の 3,000 万円
- VI. 特定の土地を譲渡した場合の 1,000 万円
- VII. 上記の I ～ VI のうち2つ以上の適用を受ける場合の最高限度額 5,000 万円

支給期間等による一部支給停止(減額)制度

平成 20 年4月以降、受給期間が5年または支給開始事由発生から7年(父たる受給者が平成 22 年8月1日において現に手当の支給要件に該当している場合等については、平成 22 年8月1日から起算して5年、公的年金等を受給している受給者が、平成 26 年 12 月1日において現に手当の支給要件に該当している場合については平成 26 年 12 月1日から起算して5年)を経過する方は、適用除外事由(就業あるいは求職活動などを行っている場合や、求職活動ができない事情などがある場合)に該当する方を除いて、手当額の2分の1が支給停止になります。

[自立努力義務の明記]

手当の支給を受けた父又は母には、自ら進んでその自立を図り、家庭の生活の向上に努めなければならないことが、法律に明記されています。(法第2条関係)

* 留意点

＜自立努力義務に関連した支給制限について(法第 14 条関係)＞

受給資格者である父又は母が、正当な理由がなく求職活動や厚生労働省令で規定する自立を図るための活動をしない場合、手当の全部または一部が支給されないことがあります。

手続きについて(請求)

児童扶養手当を受けようとする人は、受給要件により必要な書類が異なりますので、こども政策課の窓口で相談のうえ、手続きをしてください。

ひとり親家庭医療費の助成制度について

<ひとり親家庭医療費の助成>

ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と児童の健全な育成を図ることを目的とする制度です。

対象者 門真市に住所があり、健康保険に加入している人で、次に該当する人が対象となります。

①18歳の誕生日以後最初の3月31日までの児童で次のいずれかに該当する児童

(ア)父母が婚姻を解消した児童

(イ)父または母が死亡した児童

(ウ)父または母が障害者医療の要件に該当する障害である児童

(エ)父または母の生死が明らかでない児童

(オ)父または母が引き続き1年以上遺棄している児童

(カ)父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(キ)母が婚姻によらないで懐胎した児童

(ク)父又は母がDV保護命令を受けた児童

②上記の児童を監督保護する父または母

③上記の児童を養育する養育者

※次の方は対象となりません。

(ア)生活保護を受けている人

(イ)老人医療費の助成制度を受けている人

(ウ)重度障がい者医療費の助成制度を受けている人

このほか、対象とならない場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。

また、所得に一定の制限があります。

申請方法 対象者全員の健康保険の資格情報がわかるものと、その他必要な書類を持参し、申請してください。

世帯の状態によって書類が異なりますので詳しくはお問い合わせください。

助成対象額 健康保険が適用される医療費の自己負担額から一部自己負担額を差し引いた額

一部自己負担額

1医療機関あたり1日500円、月2日(1,000円)を限度として負担していただきます。なお、1人当たりの負担合計額が月2,500円を超えた場合は申請に基づき超えた額を償還します。

◎ 大阪府外では使用できません。受診された場合は申請に基づき償還します。

***** 申請とお問い合わせは、こども政策課 給付グループまで *****
TEL06-6902-6186